

白川水系河川整備計画の変更骨子について

令和元年９月

国土交通省 九州地方整備局
熊本河川国道事務所

熊本県 土木部 河川課



目 次

I 前回の学識者懇談会（第8回 H31.3.15）のまとめ	
1. 白川水系における今後の河川整備　～前回のまとめ～	2
II 白川水系河川整備計画の変更の要点・ポイント	
2. 白川水系河川整備計画の変更要点	3
3. 各時代にみる白川の河川改修・河川整備	4
4. 変更河川整備計画のキーワード・テーマ	5
5. 河川整備計画変更のポイント	
① 更なる安全度向上に向けた変更	7
② 法律改正及び答申等を踏まえた変更	11
III 白川水系河川整備計画の主な変更	
6. 白川水系河川整備計画の主な変更	13
IV 白川・緑川学識者懇談会の今後の進め方	
7. 白川水辺空間計画（仮称）の改訂に向けた今後の検討体制等（案）	14
V 今後のスケジュールについて	
8. 白川水系河川整備計画策定（変更）に係る今後のスケジュール（案）	15

1. 白川水系における今後の河川整備 ～前回のまとめ～

平成14年7月 白川水系河川整備計画 策定

平成26年9月 白川・緑川学識者懇談会 設立

前々回 第7回 平成29年12月

整備計画の進捗・実施状況

- 河川整備計画に基づき、平成28年熊本地震に伴う流出土砂対策として、洪水を安全に流下させるための河道掘削を実施する。
- 現河川整備計画に位置付けられた河川整備については、激特事業及びH28熊本地震に伴う河道掘削により概ね完了する見込みである。
- 更なる安全度向上のため、河川環境の保全等に配慮しつつ、河川整備計画の変更を今後検討していく。

前回 第8回 平成31年3月

今後の河川整備

現 状

- 白川では平成14年の河川整備計画策定以降、緊急対策特定区間の設定による緊急的・集中的な整備に加え、H24出水を受けての激特事業により整備が更に加速したこと等もあり、計画策定後の約15年間で着実に河川整備の進捗を図ってきた。
- これまでの河川整備の進捗及び現在実施中の激特事業の完了をもって現行の河川整備計画の目標とする治水安全度（1/20～1/30）は概ね達成される見込みであり、更なる治水安全度の向上に向けて、速やかに次のステップに移行する必要がある。

今後の方向性

- 河川整備基本方針で定める目標達成に向け、これまでの河川改修の経緯や上下流バランス、事業費、事業期間等を踏まえ、重要性や緊急性を勘案し、河川環境の保全に配慮しつつ、段階的な河川整備を進めるための河川整備計画の変更（改定）に向けて速やかに具体の検討を進める。

河川整備の実施

2. 白川水系河川整備計画の変更要点

変更に至った背景

- 平成12年12月に河川整備基本方針、平成14年7月に河川整備計画を策定。
- 氾濫した際の被害が甚大となる中心市街部の区間を「緊急対策特定区間」とし、治水効果の早期発現を目的に緊急的・集中的な河川整備を実施。現在整備中の明午橋架替事業の完了をもって概成。
- 平成23年3月に九州新幹線が開通するとともに、平成24年に熊本市が政令指定都市へ移行。
- 平成24年7月九州北部豪雨（熊本広域大水害）により、堤防未整備箇所からの溢水等により浸水被害が発生。『河川激甚災害対策特別緊急事業』による河川整備を白川・黒川で実施中で、令和元年度に概成の見込み。
- 平成28年4月に発生した熊本地震以降、上流阿蘇地域からの土砂供給が増大し継続的に流出しており継続的に河道掘削を実施中。
- 近年、全国的に広範囲で記録的な大雨が観測され、甚大な水害が多発。気候変動の影響により、今後、短時間強雨の発生頻度や降水量が増大することが予測されている。
- 以上の状況を鑑み、更なる安全度向上のため河川整備計画を変更する。

変更整備計画のキーワード・テーマ

展開・連携・共生

をキーワードに、基本理念の掲げる
“川づくり”に総合的・一体的に取り組む

(基本理念)

- 安全で親しめる川づくり
- 多様な動植物が生息・生育・繁殖する川づくり
- 上流から河口まで、流域が1本でつながる川づくり

整備計画変更のポイント

① 更なる安全度向上のための変更

- 整備期間
- 整備目標
- 整備内容

③ その他の事項による修正

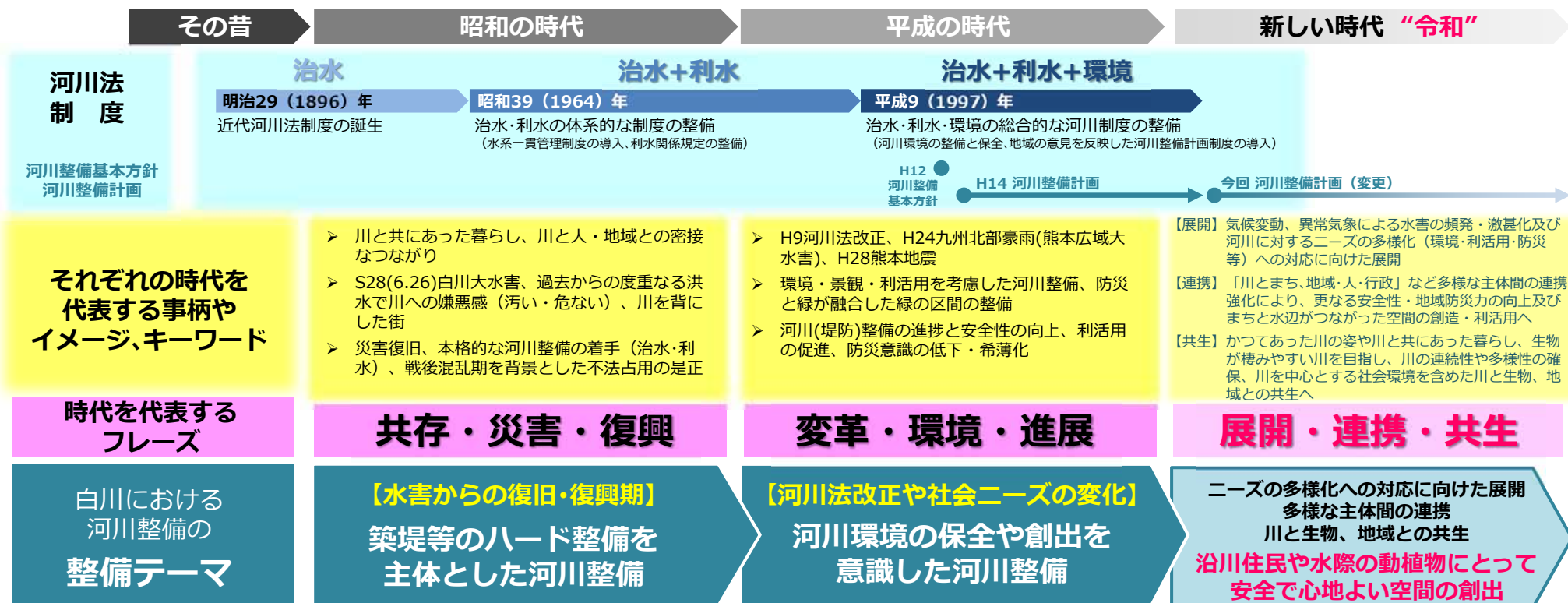
- 現行計画に記載している統計データの時点修正
- 整備の進捗状況に合わせた記載内容の時点修正

② 法律改正及び答申等を踏まえた変更

- 「地震津波対策」を追加
- 「水防災意識社会再構築」に関する記載を追加
- 「施設能力を上回る洪水等への対策」を追加
- 「気候変動への適応」を追加

3. 各時代にみる白川の河川改修・河川整備

- 昭和28年の水害発生や昭和31年の直轄改修工事着手以降、時代が変化の中で、各時代のニーズ等を踏まえ河川整備等を進めてきた。
- 平成から“令和”へ新しい時代を迎え、歴史的経緯や時代背景、人と河川のつながり等を踏まえたうえで、昭和から平成における社会の情勢やニーズに対応した河川整備を改めて振り返りつつ、この新しい“令和”が主となる時代の河川整備においては「展開・連携・共生」をキーワードとして取り組むものとする。



ハード・ソフト両輪で
新しい時代へ！

4. 変更河川整備計画のキーワード・テーマ

- 現行河川整備計画においては、白川の望ましい姿として3つの柱で“川づくり”を目指すことを基本理念として掲げている。
- 今後30年を対象とする河川整備計画の基本理念は、現行計画を踏襲しながらも、新しい“令和”時代の河川整備においては「展開・連携・共生」をキーワードに、住民の防災意識向上やまちづくりとの連携、沿川住民や水際の動植物によって安全で心地よい空間の創出と川と動植物・地域との共生をハード・ソフト両輪で目指し、基本理念の掲げる“川づくり”に総合的・一体的に取り組む。

新しい“令和”時代を代表するフレーズ

展開

気候変動、異常気象による水害の頻発・激甚化及び河川に対するニーズの多様化（環境・利活用・防災等）への対応に向けた**展開**

連携

「川とまち、地域・人・行政」など多様な主体間の**連携**強化により、更なる安全性・地域防災力の向上及びまちと水辺がつながった空間の創造・利活用へ

共生

かつてあった川の姿や川と共にあった暮らし、生物が棲みやすい川を目指し、川の連続性や多様性の確保、川を中心とする社会環境を含めた川と生物、地域との**共生**へ

昨今、気候変動、異常気象により水害が頻発・激甚化していることから、更なる安全性向上のため、堰改築、河道掘削、堤防嵩上げなどの新たな河川整備を**展開**していく。

一方で、環境・利活用、防災など川に対するニーズも多様化しており、これらの対応に向けた**展開**も必要な状況にある。

そのため、「川とまち、地域・人・行政」など多様な主体の**連携**の強化による更なる安全性や地域防災力の向上に取り組むと共に、人々が集う川を目指して、“ちゃりんぼみち”や“ミズベリング”等による、まちと水辺が繋がった空間の創造・利活用に向けて取り組む。

また、かつてあった川の姿や川と共にあった暮らし、生物が棲みやすい川を目指し、水際の工夫等による川の連続性や多様性の確保、川を中心とする社会環境を含め、川と生物・人・地域との**共生**に向けた検討を行い反映していく。

河川整備の基本理念

白川は、災害の発生状況や各時代のニーズ等を踏まえて河川整備を進めてきた。

昭和の時代は、昭和28年の大水害等、頻発する水害からの復旧・復興期として築堤等のハード整備を中心とした河川整備を進め、平成の時代は、治水安全度の向上を図りつつも、河川法改正や社会ニーズの変化を踏まえ、景観・利活用・多自然など、河川環境の保全や創出を意識した河川整備に転換しました。

本整備計画の対象となる令和の時代は、昨今の異常気象による水災害の頻発・激甚化及び川に対する**ニーズの多様化への対応に向けた展開**として、治水対策の進捗と併せ、住民の防災意識向上やまちづくりとの連携、水辺空間の多様性を更に強く意識し、沿川住民や水際の動植物によって安全で心地よい空間の創出と川と動植物・地域との共生をハード・ソフト両輪で目指します。



基本理念の実現に向けては、まちづくりと連携した河川整備・利活用、流域防災や川の連続性・多様性を確保するための自然環境への配慮事項など、区域毎の特性にあわせた具体の留意事項や対応方法を、今後「白川水辺空間計画」（仮称）としてとりまとめ、具体の河川整備に反映します。

4. 変更河川整備計画のキーワード・テーマ

- 河川整備の実施においては、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成されるように総合的な視点で順応的・段階的な整備を行う必要がある。一方で、各地区での川づくりにおいては、全体のバランスや調和を考慮しつつ、地区の特性に応じたより具体的な整備の方向性を定めたうえで実施する必要がある。
- このため、白川の特性を踏まえたうえで、まちづくりと連携した河川整備・利活用、流域防災や川の連続性・多様性を確保するための自然環境への配慮事項など、区間毎の特性にあわせた具体的な留意事項や対応方法について、今後、学識者懇談会やワーキングを通じて「水辺空間計画（仮称）」としてとりまとめたうえで、具体的な河川整備に反映させることとする。

(H18.8策定)

白川の特徴とは？

- ①熊本市の中心部を流れる貴重な自然空間である
- ②流域面積に対して、平常時の流量が多い
- ③市街部は対岸を意識できる川幅である
- ④川が見えにくい
- ⑤川に近づきにくい
- ⑥土砂の流出が多い
- ⑦川の水が水道水として利用されていない

河川整備計画

(H14.7策定)



治水

洪水対策 流出土対策
高潮対策 危機管理

水の利用

河川空間の利用

河川環境

みて！ふれて！かんじて！ 白川そだち

白川の水辺空間計画



平成18年6月

国土交通省 熊本河川国道事務所

白川を魅力ある水辺空間とするために掲げたキャッチフレーズ

みて！ふれて！かんじて！
『白川そだち』

■キャッチフレーズへの思い■

白川の水辺空間が変わっていくことで、子供も大人もまちも、そして白川そのものも成長し、一緒に育ったという記憶を将来に残していきたいという思いが込められています

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って定める中期的な
具体的整備の内容
(計画対象期間：20年～30年)

整備の方向性

- ・基本事項
- ・整備テーマ
- ・基本方針

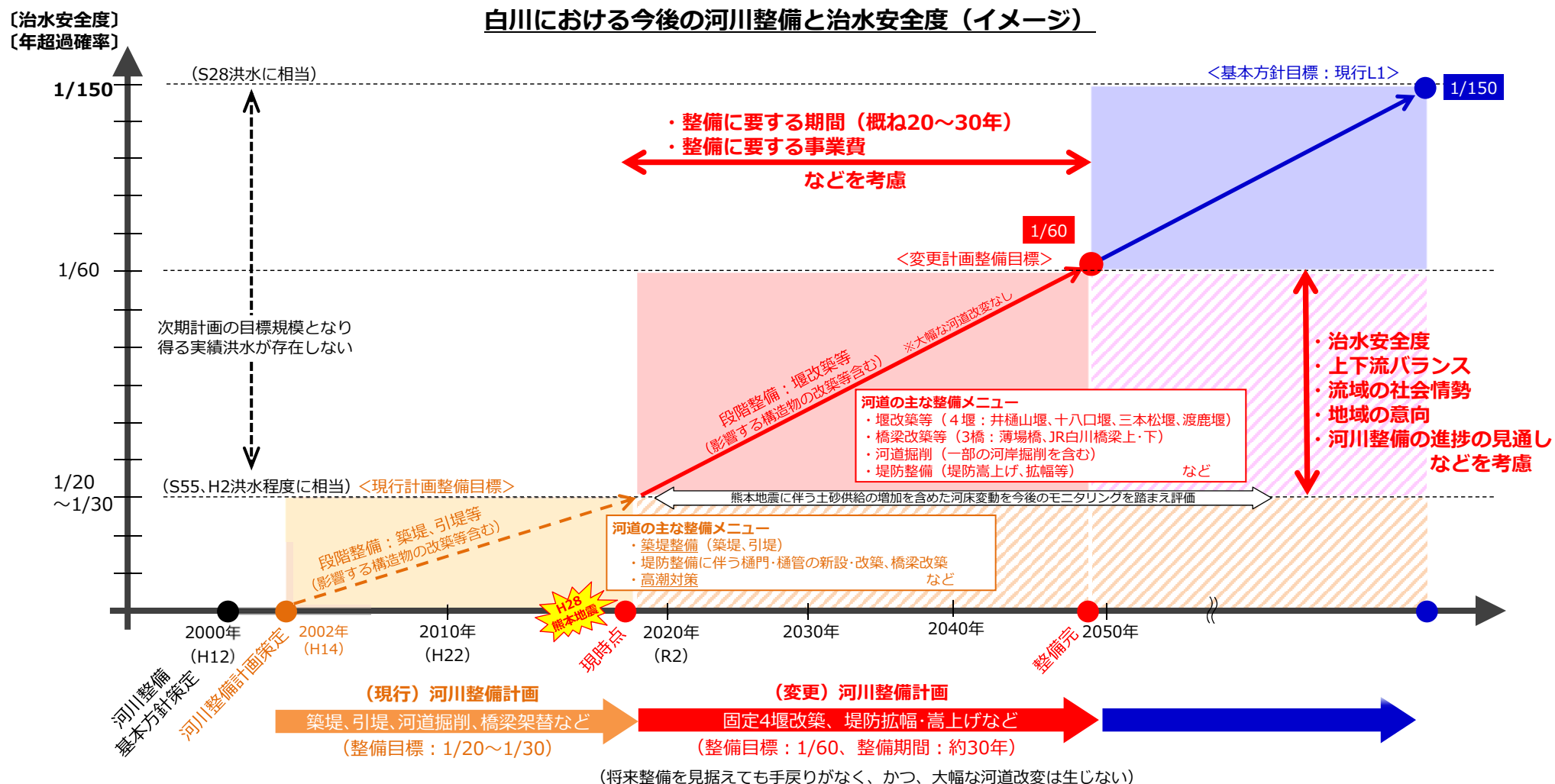
各地区の川づくり
意見、要望

整備の方向性を踏まえ、各地区の川づくりに関する勉強会において議論された具体的な意見、要望等を基に各地区の計画を作成

河川工事、河川の維持

5. 河川整備計画変更のポイント ①更なる安全度の向上に向けた変更

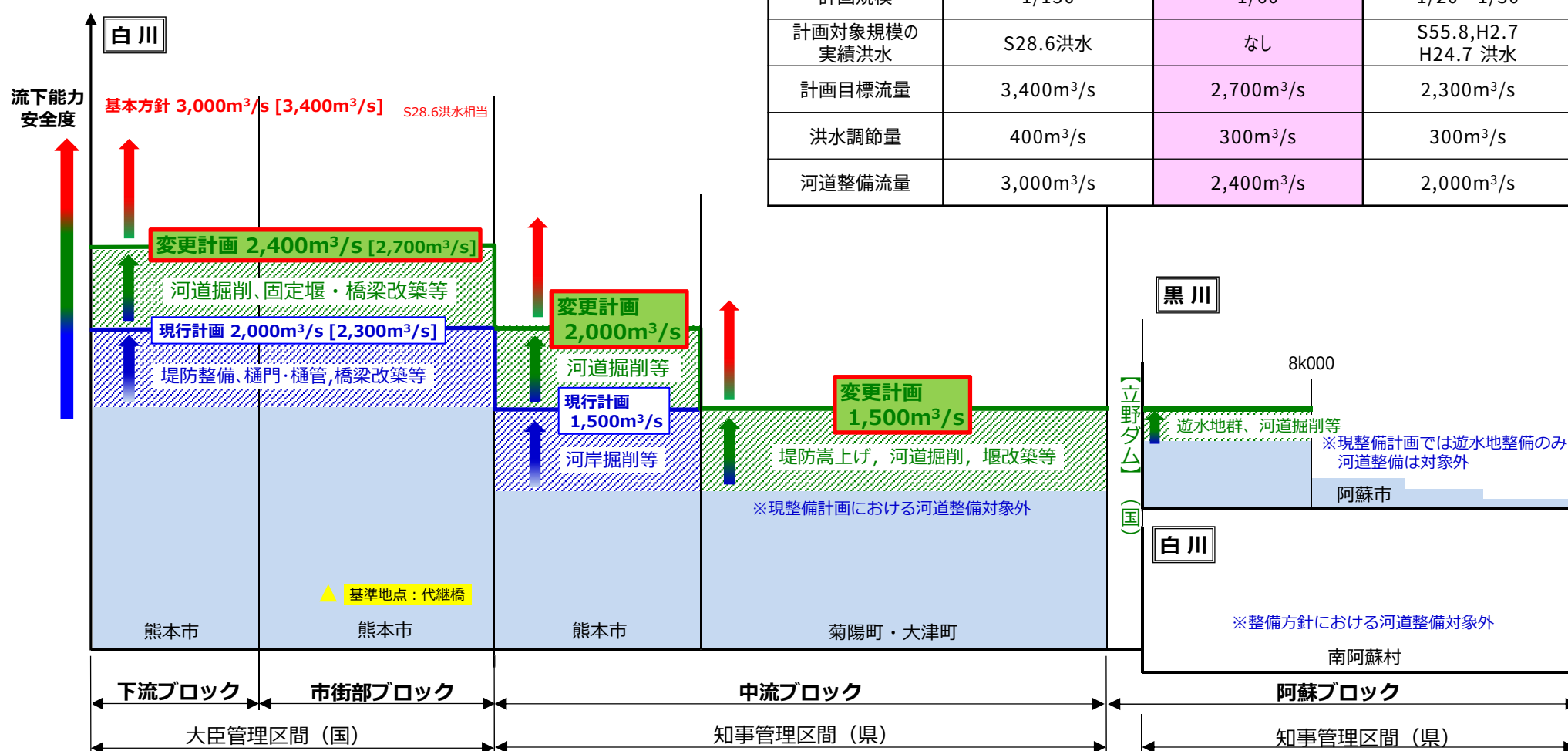
- 河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って、当面20～30年間を目途とした中期的な具体的内容を定めるものであり、整備目標や整備の実施に関する各項目を定める必要がある。
- 今回の白川水系河川整備計画の変更においては、河川整備基本方針に定める長期的な目標（年超過確率1/150）を見据えた今後の河川改修の段階的整備として、整備に要する期間並びに事業費等を考慮し、次のステップとして着実に安全度の向上を図ることを目的に、**整備期間を概ね30年間、整備目標を年超過確率1/60規模の洪水を安全に流下できる河道**と設定。（この目標は、旧計画の目標規模に対して昨今の気候変動の影響を考慮したものと概ね同規模）



5. 河川整備計画変更のポイント ①更なる安全度の向上に向けた変更

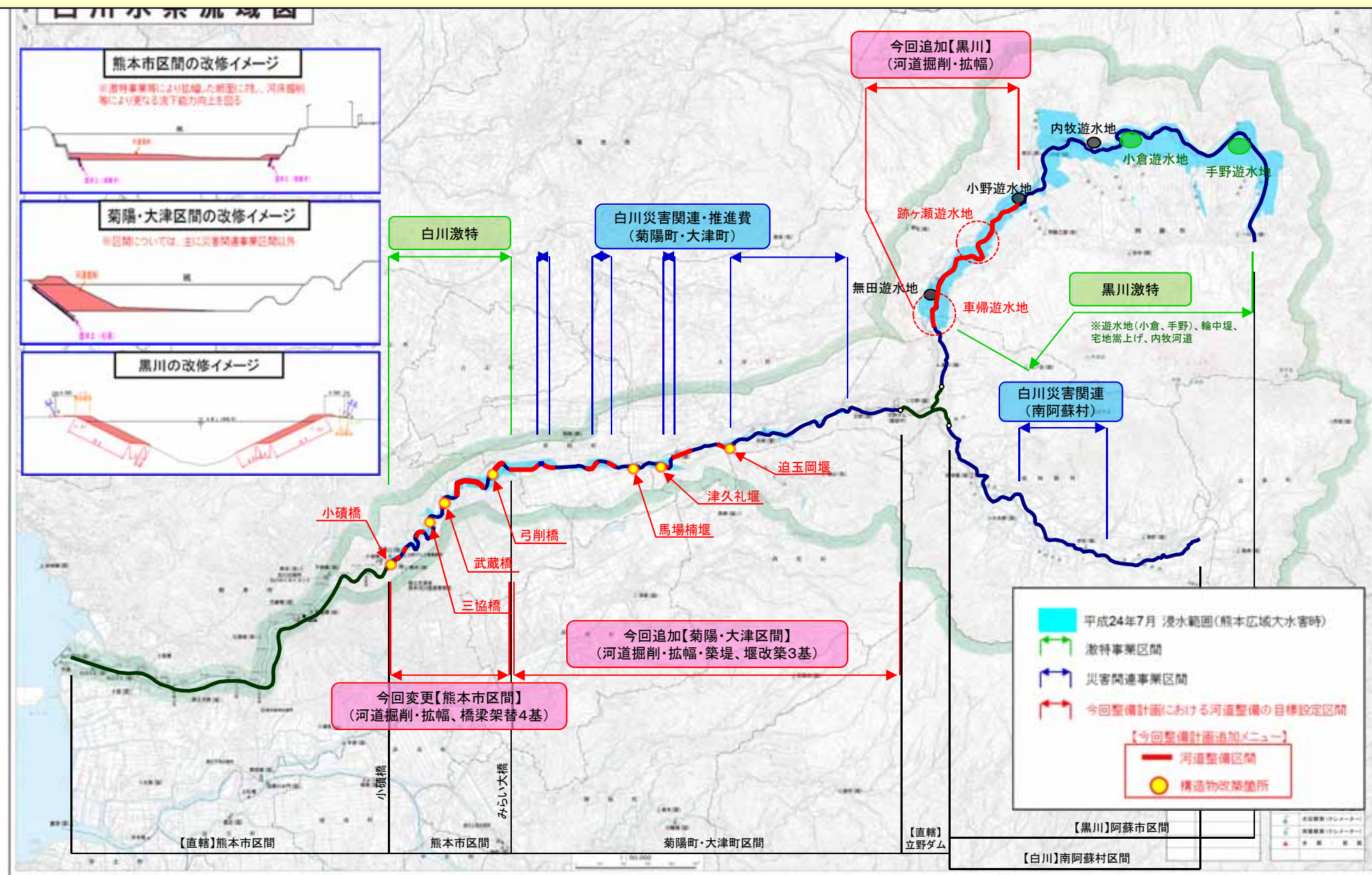
- 現行整備計画と同様に、今回の白川水系河川整備計画の変更においても国管理区間・県管理区間を対象とする。
- なお、これまでの河川整備の進捗状況や上下流バランス等を考慮し、白川水系における整備目標の概要を下図に示す。

河川整備計画における目標イメージ



5. 河川整備計画変更のポイント ① 更なる安全度の向上に向けた変更

➤ 更なる安全度の向上に向け、河川整備の目標を達成のために実施する河川整備の主な実施内容を下図のとおり変更。



5. 河川整備計画変更のポイント ②法律改正及び答申等を踏まえた変更

- 「地震津波対策」、「水防災意識社会再構築」、「施設能力を上回る洪水等への対応」、「気候変動への適応」等の昨今の気候変動、異常気象による水害の頻発・激甚化及び河川に対するニーズの多様化などを背景とした法律改正や答申等を踏まえ変更。

主な河川法の改正（これまでの経緯）

改正時期	改正の内容			
	目的規定関係	治水・河川管理関係	水利使用関係	その他
1972年 (昭和47年)		➤ 準用河川の指定対象の拡充	➤ 流況調整河川制度の創設	➤ 一級河川の指定を「政令」ではなく「告示」による指定へ
1987年 (昭和62年)		➤ 市町村長工事等の制度の創設		
1991年 (平成3年)		➤ 高規格堤防特別区域制度の創設		
1995年 (平成7年)		➤ 河川立休区域制度の創設		➤ 簡略代執行制度の創設
1997年 (平成9年)	➤ 河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を追加	➤ 河川整備基本方針・河川整備計画からなる計画制度への移行 ➤ 樹林帯制度の創設 ➤ 河川の維持管理に係る原因者施行・原因者負担制度の創設	➤ 異常高水時における円滑な水利利用の調整を実施するための制度の創設	➤ 簡略代執行制度の拡充
2000年 (平成12年)		➤ 政令指定都市の市長が、原則として、都道府県知事と同様の河川管理ができるよう措置 ➤ 市町村長が河川工事等を一級河川の最終管理区域において行うことができる措置		
2013年 (平成25年)	➤ 目的規定等において「津波」への対応を明記	➤ 河川管理施設等に係る維持修繕基準の創設 ➤ 河川協力団体制度の創設等	➤ 河川利用に係る水利利用について登録制度の創設	➤ 河川管理者による水防活動への協力等
2017年 (平成29年)		➤ 国土交通大臣による簡略代執行制度の創設		

国土交通省 河川事業概要2019より

主な審議会等答申・提言など

答申・提言など	年月日	
1 流域での対応を含む効果的な治水のあり方	H12.12.19	河川審議会計画部会中間答申
2 今後の水災防止のあり方について	H12.12.19	河川審議会水災防止小委員会答申
3 経済・社会の変化に対応した河川管理体系のあり方「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」	H12.12.19	河川審議会答申
4 総合的な豪雨災害対策についての緊急提言	H16.12.2	社会資本整備審議会河川分科会豪雨災害対策総合政策委員会
5 豪雨災害対策緊急アクションプラン	H16.12.10	国土交通省
6 総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）	H17.4.18	社会資本整備審議会河川分科会豪雨災害対策総合政策委員会
7 洪水氾濫時・土砂災害発生時における被害最小化策のあり方（提言）	H17.12.26	大規模降雨災害対策検討会
8 安全・安心が持続可能な河川管理のあり方について（提言）	H18.7.7	社会資本整備審議会河川分科会安全・安心が持続可能な河川管理のあり方検討委員会
9 洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言）	H18.6.22	洪水等に関する防災用語改善検討委員会
10 多自然川づくりへの展開（これからの川づくりの目指すべき方向性と推進のための施策）	H18.5.	多自然型川づくりレビュー委員会
11 中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について	H19.7.25	社会資本整備審議会答申
12 ユビキタス情報社会における次世代の河川管理のあり方（提言）	H20.8.26	社会資本整備審議会
13 安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について（答申）	H25.4	社会資本整備審議会
14 水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～（答申）	H27.8	社会資本整備審議会
15 大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～（答申）	H27.12	社会資本整備審議会
中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について（答申）	H29.1	社会資本整備審議会
大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～（答申）	H30.12	社会資本整備審議会

水防法の改正（これまでの経緯）

改正時期	施策の方向性	①現場での水防活動	②洪水予報等の発信	③氾濫情報の発信	④避難確保・浸水防止
1949年 (昭和24年)	◆ 地先の水防	➤ 水防の責任の明確化（市町村に第一義的責任） ➤ 水防団の設置 ➤ 避難等関係の水防活動の規定			
1955年 (昭和30年)	◆ 地先から河川全体へ ◆ 河川情報の発信へ		➤ 洪水予報を新設（国管理河川） ➤ 水防警報を新設（国及び都道府県管理河川）		
2001年 (平成13年)	◆ 河川情報発信の拡大 ◆ 河川から流域へ		➤ 洪水予報河川を都道府県管理河川に拡大	➤ 浸水想定区域の指定を新設（洪水予報河川）	➤ 浸水想定区域内の市町村地域防災計画 ➤ 洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するよう規定 ➤ 地下街等への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定
2005年 (平成17年)	◆ 河川情報発信のさらなる中小河川へ拡大 ◆ 氾濫情報発信の強化 ◆ 避難対策の強化	➤ 水防協力団体制度を新設 ➤ 中小河川について避難に資するための水位情報の通知を新設（水位周知河川） ➤ 大河川における氾濫水の予報を新設		➤ 浸水想定区域の指定対象を水位周知河川に拡大	➤ 要配慮者利用施設への浸水時の避難方法を記載するよう規定 ➤ 浸水想定区域内の地下街等における洪水時の避難確保計画作成を規定 ➤ ハザードマップの作成・配布を規定
2011年 (平成23年)	◆ 東日本大震災を踏まえた規定の充実	➤ 水防団員の安全確保を規定 ➤ 特定緊急水防活動の制度を新設			
2013年 (平成25年)	◆ 多様な主体の参画による地域の水防力の強化	➤ 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力 ➤ 水防協力団体の指定対象の拡大	➤ 洪水予報等の関係市町村への通知を想定		➤ 浸水想定区域内の事業所等における洪水時の避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を規定
2015年 (平成27年)	◆ 想定し得る最大規模の外力に対する避難確保・被害軽減	➤ 水防計画に基づく下水道管理者の水防への協力	➤ 下水道と海岸について避難に資するための水位情報の通知を新設（水位周知下水道、水位周知海岸）	➤ 洪水に係る浸水想定区域について想定最大規模の洪水に係る区域に拡充 ➤ 想定最大規模の雨水出水（内水）及び高潮に係る浸水想定区域制度を新設	➤ 市町村地域防災計画に位置づける地下街等に建設予定の施設または建設中の施設を含むことを規定 ➤ 地下街等との接続ビルへの意見聴取を規定（努力義務）
2017年 (平成29年)	◆ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現	➤ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与 ➤ 浸水拡大を抑制する施設等の保全の制度を創設		➤ 流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫災害協議会の創設	➤ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等を義務化

国土交通省 河川事業概要2019より

気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言（案）の概要

資料3

I 顕在化している気候変動の状況

- ・IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑い余地はない」とされ、実際の気象現象でも気候変動の影響が顕在化

<顕在化する気候変動の影響>

	既に発生していること	今後、予測されること
気温	・世界の平均気温が1850～1900年と2003～2012年を比較し 0.78℃上昇	・21世紀末の世界の平均気温は更に 0.3～4.8℃上昇
降雨	・豪雨の発生件数が約30年前の 約1.4倍に増加 ・平成30年7月豪雨の陸域の 総降水量は約6.5%増	・21世紀末の豪雨の発生件数が 約2倍以上に増加 ・短時間豪雨の発生回数と降水量がともに増加 ・流入水蒸気量の増加により、総降水量が増加
台風	・H28年8月に北海道へ3つの台風が 上陸	・日本周辺の 猛烈な台風の出現頻度が増加 ・通過経路が北上

II 将来降雨の変化

<将来降雨の予測データの評価>

- ・気候変動予測に関する技術開発の進展により、地形条件をより的確に表現し、治水計画の立案で対象とする台風・梅雨前線等の気象現象をシミュレーションし、災害をもたらすような極端現象の評価ができる大量データによる気候変動予測計算結果が整備

<将来の降雨量の変化倍率> <暫定値>

- ・RCP2.6(2℃上昇相当)を想定した、将来の降雨量の変化倍率は全国平均約1.1倍

<地域区分ごとの変化倍率>

地域区分	RCP2.6 (2℃上昇)	RCP8.5 (4℃上昇)
北海道北部、北海道南部、九州北西部	1.15倍	1.4倍
その他12地域	1.1倍	1.2倍
全国平均	1.1倍	1.3倍

※IPCC等において、定期的に予測結果が見直されることから、必要に応じて見直す必要がある。
※沖縄や奄美大島などの島しょ部は、モデルの再現性に課題があり、検討から除いている



III 水害対策の考え方

水防災意識社会の再構築する取り組みをさらに強化するため

- ・気候変動により増大する将来の水害リスクを徹底的に分析し、分かりやすく地域社会と共有し、社会全体で水害リスクを低減する取組を強化
- ・河川整備のハード整備を充実し、早期に目標とする治水安全度の達成を目指すとともに、災害リスクを考慮した土地利用や、流域が一体となった治水対策等を組合せ

IV 治水計画の考え方

- ・気候変動の予測精度等の不確実性が存在するが、現在の科学的知見を最大限活用したできる限り定量的な影響の評価を用いて、治水計画の立案にあたり、実績の降雨を活用した手法から、**気候変動により予測される将来の降雨を活用する方法に転換**
- ・ただし、解像度5kmで2℃上昇相当のd2PDF(5km)が近々公表されることから、河川整備基本方針や施設設計への降雨量変化倍率の反映は、この結果を踏まえて、改めて年度内に設定

<治水計画の見直し>

- ・パリ協定の目標と整合するRCP2.6(2℃上昇に相当)を前提に、治水計画の目標流量に反映し、**整備メニューを充実**。将来、更なる温度上昇により降雨量が増加する可能性があることも考慮。
- ・気候変動による水害リスクが顕在化する中でも、目標とする治水安全度を確保するため、**河川整備の速度を加速化**

<河川整備メニューの見直し>

- ・気候変動による更なる外力の変化も想定した、**手厚りの少ない河川整備メニューを検討**
- ・施設能力や目標を上回る洪水に対し、**地域の水害リスクを低減する減災対策を検討**
- ・雨の降り方(時間的、空間的)や、土砂や流木の流出、内水や高潮と洪水の同時生起など、**複合災害にも効果的な対策を検討**

<合わせて実施すべき事項>

- ・外力の増大を想定して、**施設の設計や将来の改造を考慮した設計**や、**河川管理施設の危機管理的な運用等**も考慮しつつ、検討を行うこと。
- ・施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、被害を軽減する危機管理型ハード対策などの構造の工夫を実施すること。

V 今後の検討事項

- 気候変動による、気象要因の分析や降雨の時空間分布の変化、土砂・流木の流出形態、洪水と高潮の同時発生等の定量的な評価やメカニズムの分析
- 社会全体で取り組む防災・減災対策の更なる強化と、効率的な治水対策の進め方の充実

6. 白川水系河川整備計画の主な変更

➤ 河川整備計画の構成について、社会情勢の変化に伴う追記やこれまでの事業進捗を踏まえ、下記のとおり構成を変更。

白川水系河川整備計画【現行】 目次

1. 白川のあらまし

- 1.1 河川及び流域の概要
- 1.2 治水と利水の歴史
 - 1.2.1 明治以前の治水と利水
 - 1.2.2 近年の治水と利水

2. 白川の現状と課題

- 2.1 治水の現状と課題
 - 2.1.1 洪水対策
 - 2.1.2 流出土砂対策
- 2.2 河川環境及び河川利用の現状と課題
 - 2.2.1 河川環境
 - 2.2.2 河川空間の利用
 - 2.2.3 水の利用
 - 2.2.4 水循環（地下水）

3. 河川整備計画の目標

- 3.1 白川の望ましい姿
- 3.2 河川整備計画の対象区間と対象期間及びブロック分割
- 3.3 洪水、高潮等による災害発生防止又は軽減に関する目標
 - 3.3.1 洪水対策
 - 3.3.2 流出土砂対策
 - 3.3.3 高潮対策
 - 3.3.4 危機管理
- 3.4 河川環境の整備と保全、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
 - 3.4.1 河川環境
 - 3.4.2 河川の空間利用
 - 3.4.3 水の利用
 - 3.4.4 水循環

4. 河川整備の内容

- 4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要
 - 4.1.1 洪水対策
 - 4.1.2 河川環境、利活用の場としての整備
- 4.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所
 - 4.2.1 河川管理施設の維持管理・災害復旧
 - 4.2.2 河川の監視体制の構築
 - 4.2.3 河川環境保全への取り組み
 - 4.2.4 水量、水質の監視等
 - 4.2.5 河川水の利用
 - 4.2.6 水循環
- 4.3 危機管理の推進
 - 4.3.1 堤防の強化
 - 4.3.2 危機管理施設の整備
 - 4.3.3 危機管理体制の確立
 - 4.3.4 水害に強いまちづくりの支援
- 4.4 その他河川の整備を進めるにあたっての留意事項
 - 4.4.1 樹木の管理・保全
 - 4.4.2 情報の共有化
 - 4.4.3 河川工事における留意事項
 - 4.4.4 住民一体の河道管理について

5. 今後の進め方について

白川水系河川整備計画【変更素案】 目次

1. 白川の概要

- 1.1 流域及び河川の概要
 - 1.1.1 流域の概要
 - 1.1.2 地形・地質
 - 1.1.3 気候・気象
 - 1.1.4 火山
 - 1.1.5 地震
 - 1.1.6 自然環境
 - 1.1.7 歴史・文化
 - 1.1.8 土地利用
 - 1.1.9 人口
 - 1.1.10 産業・経済

1.2 治水の沿革

- 1.2.1 水害の発生状況
- 1.2.2 治水事業の沿革

1.3 利水の沿革

2. 白川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- 2.1.1 洪水対策
- 2.1.2 堤防の安全性
- 2.1.3 高潮対策
- 2.1.4 地震・津波対策
- 2.1.5 土砂管理
- 2.1.6 施設の能力を上回る洪水等への対応
- 2.1.7 気候変動への適応
- 2.1.8 河道の維持管理
- 2.1.9 河川管理施設の維持管理

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 2.2.1 水利用
- 2.2.2 渇水時等の対応
- 2.2.3 水循環（地下水の利用）

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

- 2.3.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出
- 2.3.2 水質の保全
- 2.3.3 良好な景観の維持・形成
- 2.3.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

- 3.1 計画の対象区間
- 3.2 ブロック分割
- 3.3 河川整備計画の対象期間

4. 河川整備計画の目標に関する事項

- 4.1 河川整備の基本理念
- 4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
 - 4.2.1 洪水対策
 - 4.2.2 高潮対策
 - 4.2.3 内水対策
 - 4.2.4 地震・津波対策
 - 4.2.5 施設の能力を上回る洪水を想定した対策
 - 4.2.6 気候変動への対応
- 4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
- 4.4 河川環境の整備と保全に関する事項
 - 4.4.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出
 - 4.4.2 水質の保全
 - 4.4.3 良好な景観の維持・形成
 - 4.4.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

5. 河川の整備の実施に関する事項

- 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
 - 5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項
- 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
 - 5.2.1 白川水系の特徴を踏まえた維持管理の事項
 - 5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
 - 5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
 - 5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

平成24年7月洪水を追記

構成を再編

整備テーマの追記、水辺空間計画の位置づけ等による変更

更なる安全度の向上に向けた変更

構成を再編

7. 白川水辺空間計画（仮称）の改訂に向けた今後の検討体制等（案）

1. 白川水辺空間計画（仮称）の改訂

河川整備計画

- 河川整備計画には今後20～30年の河川整備の**思想、配慮事項**を記載

水辺空間計画（仮称）

思想、配慮事項等の**実現**に向けて「水辺空間計画」の改定（見直し）を行い、**具体の留意事項・対応方法**を検討する

改定のポイント

- 防災など関連する項目を追加し、複合的な視点で検討、とりまとめ
※ 緑川水辺空間計画を参考に、防災等の観点も加え全面的に見直し



【現行】白川の水辺空間計画
（平成18年8月）

2. 今後の検討事項と検討体制（案）

2WGでの白川水辺空間計画（改訂案）

4. 具体の留意事項、対応方法等の検討

- ブロックのテーマ、方針に沿った具体的な考え方、留意事項の検討（景観、環境、文化財、利活用、防災などと関連項目を考慮した留意事項）

5. 防災に関する検討（水辺空間と一体として検討）

- 流域としての整備目標、上下流の一体性、リスクバランスの共有
- 流域防災のあり方（上下流の情報共有等の連携のあり方）、減災まちづくり
- 監視体制の強化、わかりやすい情報発信、効果的な広報
- 自助力向上のための支援（浸水深表示、マイハザードマップ）
- 見せる防災

※ 検討STEP毎にWGを開催し、意見を反映しながら次のSTEPへ

STEP.4、STEP.5

STEP.3

STEP.2

STEP.1

1. 関連する項目の抽出

- 白川の特徴の再整理、再確認
- 複合的な視点で検討するための関連する項目の抽出

2. 水辺空間マップ等の作成

- 抽出した項目毎の水辺空間マップ等の作成（既存分は更新、防災・文化財など新たな項目は新たに作成）

3. 基本方針、テーマの検討（見直し）

- 追加項目を踏まえて全体の基本方針、ブロック毎の整備テーマを検討

2つのWGで検討（意見聴取、審議）

※ 内容及び段階に応じて単独or合同の開催を判断

水辺空間計画策定（改訂）

※改訂後には適宜見直し

【展開】

全体的、複合的な取組について検討

白川・緑川
学識者懇談会

報告
（節目において進捗等）

意見・検討依頼等

環境
かわづくり

【共生】

減災
まちづくり

【連携】

環境保全、水質保全、文化財等に関する項目について検討

まちづくり、河川景観、空間利活用、流域防災、防災情報等に関する項目について検討

8. 白川水系河川整備計画策定（変更）に係る今後のスケジュール（案）

